

株式会社 大和総研 鈴木文彦

行政キャッシュフロー計算書

財務省理財局「地方公共団体向け財政融資 財務状況把握ハンドブック（平成26年6月改訂）」に掲載されている作成要領¹に従って、都道府県の過去6年分の決算データから行政キャッシュフロー計算書を作成した²。財務省は、確実かつ有利な運用が義務づけられている財政融資資金の融資主体として、地方向け財政融資資金の融資審査の充実等を図る観点から、年度毎に地方公共団体の決算状況をモニタリングしている。行政キャッシュフロー計算書とは、財務省が地方公共団体の財務状況を診断するために使うワークシートであり、地方公共団体の「地方財政状況調査表」（通称「決算統計」）に基づいて作られる。

行政キャッシュフロー計算書は、民間企業の損益計算書と同じ読み方ができるように作られている。資金収支計算書の体裁で作られているが、その本質は金融機関が格付けに使う際に、恣意性や粉飾を排除する観点で作る修正損益計算書である。

まずは比較的財務状況が良好な佐賀県を例に実際の行政キャッシュフロー計算書を図表1に示

す。キャッシュフロー計算書は資金収支を営業活動、投資活動及び財務活動の要素別に整理したものであるが、紙面の都合により「行政活動の部」を抜粋した。キャッシュフロー分析指標は、健康診断にたとえれば「検査値」にあたる。分析指標のうち重要なのは債務償還可能年数、実質債務月収倍率、行政経常収支率である。

佐賀県の2014年3月期の行政経常収支は532億6400万円と、前年度比16.7%のプラス（76億2900万円の増）となった。行政経常収支は、民間企業でいえばキャッシュベースの経常利益に相当する。借金返済や投資に充てることができる収支差

図表1. 佐賀県の行政キャッシュフロー計算書（行政活動の部）、主要残高及び分析指標

科目/期	2012年度 (百万円)	2013年度 (百万円)	増減 (百万円)	増減率 (%)
経常収入	276,593	279,846	3,254	1.2
地方税	77,666	80,324	2,657	3.4
経常支出	230,957	226,582	-4,375	-1.9
人件費	123,977	118,733	-5,243	-4.2
物件費	13,771	14,500	729	5.3
維持補修費	1,574	1,586	12	0.7
扶助費	9,384	9,283	-101	-1.1
補助費等	73,845	74,875	1,030	1.4
支払利息	8,405	7,600	-805	-9.6
経常収支	45,636	53,264	7,629	16.7
特別収入	2,753	2,128	-626	-22.7
特別支出	1,180	722	-458	-38.8
行政収支	47,209	54,670	7,461	15.8
【主要残高・指標】				
現金預金	45,815	45,484	-331	-0.7
財政調整基金	18,048	16,529	-1,519	-8.4
特定目的基金	33,005	41,349	8,344	25.3
積立金等	78,820	86,833	8,013	10.2
地方債現在高	720,254	722,113	1,860	0.3
有利子負債相当額	19,422	15,429	-3,993	-20.6
実質債務	660,855	650,709	-10,146	-1.5
債務償還可能年数(年)	14.5	12.2	-2.3	
実質債務月収倍率(月)	28.7	27.9	-0.8	
行政経常収支率(%)	16.5	19.0	2.5	

出所：地方財政状況調査表から大和総研作成

1 財務省ホームページ「地方公共団体の財務状況把握」
https://www.mof.go.jp/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm（平成27年6月5日確認）
2 拙稿「キャッシュフロー分析でみる都道府県の財政」（2015年6月11日）に47都道府県における過去6年分のキャッシュフロー分析指標の試算結果を掲載している。
http://www.dir.co.jp/consulting/theme_rpt/public_rpt/local/20150611_009817.html

額で、返済能力や財政力を診るのに重要な項目である。行政経常収入は2798億4600万円だった。これは、民間企業で言えば売上高にあたり、事業体の規模を表す。

黒字幅が拡大した要因は第一に人件費が52億4300万円減少したことである。行政経常収入に占める人件費の割合は42.4%と前年比2.4ポイントのマイナスとなった。第二に、行政経常収入が前年度に比べ32億5400万円増えたことである。地方税の増収が押し上げた。

キャッシュフロー分析指標をみると、返済能力ひいては財政の持続可能性を意味する債務償還可能年数は12.2年と良好水準にある。債務償還可能年数は実質債務が行政経常収支の何年分あるかを計算した指標である。行政経常収支を仮に全額返済に回したとして完済に必要な年数ともいえるので、短いほどよい。

行政経常収支率

行政経常収支率は、民間企業でいえば現金ベースの経常利益率に相当する。金融機関は、民間企業の返済能力を審査するにあたって、帳簿上の利益に減価償却費など非資金項目を加減して現金ベース利益を計算する。行政キャッシュフロー計算書は、ここで金融機関が現金ベース利益の計算にあたって作る修正損益計算書と同じものだ。

行政経常収支率の分布と推移（図表2）のうち2013年度の状況を見ると、15%以上20%未満の階級が14団体と最も多い。佐賀県は19.0%なのでここに属する。収支が赤字の団体の数を見ると5年前の2008年度に皆無であったのが、翌年度には6団体が赤字転落。以降増え続け2012年度には10団体となった。それが2013年度には2団体まで減少、

44団体で前年を上回った。収支の状況に持ち直しの動きが見られる。

図表2. 行政経常収支率の分布と年度別推移

	2008年度	2009	2010	2011	2012	2013
-10%未満	0	1	1	0	2	2
-10%以上-5%未満	0	1	2	3	3	0
-5%以上0%未満	0	4	4	6	5	0
0%以上5%未満	4	7	7	6	9	9
5%以上10%未満	9	7	5	9	7	9
10%以上15%未満	11	15	17	15	16	8
15%以上20%未満	15	9	9	6	4	14
20%以上25%未満	7	3	1	1	1	5
25%以上	1	0	1	1	0	0
平均値(%)	13.9	9.8	8.6	8.0	6.7	10.6

出所：地方財政状況調査表から大和総研作成

既存の財務分析指標と比べると、フロー指標という点で「経常収支比率」に通じる。経常収支比率は、簡単にいえば、経常的な収入に対する、経常経費の割合である。エンゲル係数のような概念で、大きいほど収支のひっ迫度が高く、100%を超えると赤字といえる。経常的な収入に、臨時財政対策債など赤字債による収入が混じる点に注意が必要である³。経常経費には借入返済を含む。

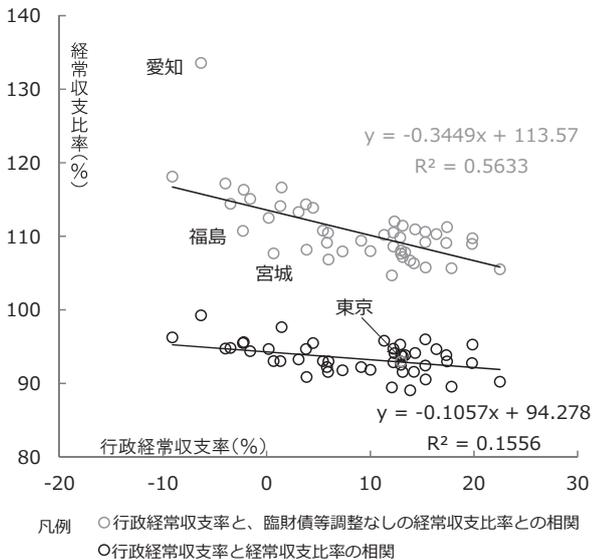
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等（地方税+普通交付税等）} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

他方、行政経常収支率は、経常収入に対する利益（収支差額）、つまり経費率ではなく利益率の算式である。本質的に異なるのは、行政経常収支率は当の収入・支出が経常的なものか臨時的なものかについて、制度に関わらず実態で区分していることである。経常収支比率の計算にあたっては経常収入に「特定財源」が含まれない。電源立地交付金など用途があらかじめ決まっているものは経常的な収入に含めていない。行政経常収支率の計算に際しては、電源立地交付金は制度上特定財源であっても経常収入に分類する。

図表3の通り、行政経常収支率との相関関係は、臨時財政対策債等による経常的な収入の嵩上げがある経常収支比率よりも、調整を解除した原数値の

3 後述の将来負担比率を含め、分析指標と臨時財政対策債の関係については、拙稿「地方財政分析と臨時財政対策債～交付税措置の調整前「原数値」の把握の重要性」を参照のこと。（2014年10月3日）
http://www.dir.co.jp/consulting/theme_rpt/public_rpt/local/20141003_009008.html

図表3. 行政経常収支率と経常収支比率の関係（それぞれ過去5年分の平均値）



出所：地方財政状況調査表から大和総研作成。極端値を示した東京および愛知、震災の影響が大きい宮城および福島は相関分析から外している。行政経常収支率は大きいほどよい指標、経常収支比率は小さいほどよい指標という具合に、数字の増加に対して意味が逆である。このため右下りの散布図になる点に注意。

ほうが高くなる。それでも後述のストック指標に比べ相関の度合いが低いのは、経常収入の範囲の違いによるものと考えられる。

実質債務月収倍率

実質債務月収倍率は、事業者が抱える実質的な債務負担の大きさを表す。実質債務とは、帳簿上の借入に有利子負債相当額を加算し、基金等を減算したものである。実質債務月収倍率の算式は実質債務が月収の何か月分あるかを意味している。

図表4をみると、2013年度は30ヶ月以上35ヶ月未満、35ヶ月以上40ヶ月未満の階級に分布の山がある。前述の佐賀県は27.9ヶ月だったので、

図表4. 実質債務月収倍率の分布の年度別推移

	2008年度	2009	2010	2011	2012	2013
10ヶ月未満	1	0	0	1	1	2
10ヶ月以上15ヶ月未満	0	1	1	2	2	1
15ヶ月以上20ヶ月未満	1	1	1	1	1	1
20ヶ月以上25ヶ月未満	3	1	1	2	0	1
25ヶ月以上30ヶ月未満	14	11	11	5	5	8
30ヶ月以上35ヶ月未満	16	19	18	17	17	14
35ヶ月以上40ヶ月未満	9	10	9	13	13	14
40ヶ月以上45ヶ月未満	2	3	5	4	4	6
45ヶ月以上	1	1	1	2	4	0
平均値(月)	31.4	32.2	32.6	32.5	33.5	32.5

出所：地方財政状況調査表から大和総研作成

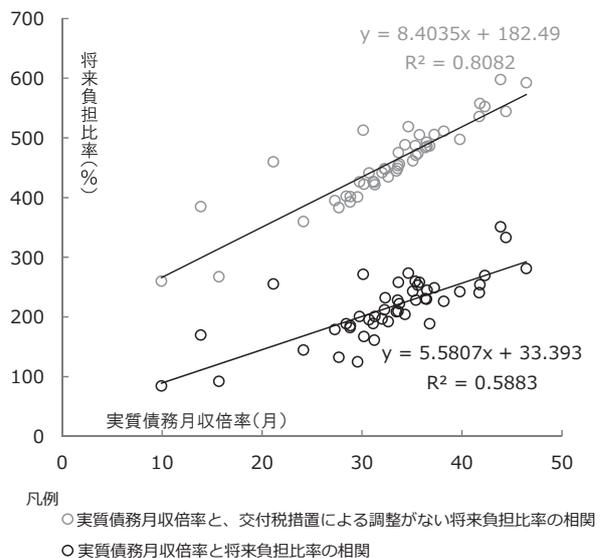
都道府県の平均的な水準を下回っている。分布の山が2009年度以降減少しつつ下方にシフトしており、借入はわずかながら増加傾向にあることが伺える。他方、2013年度は43の団体で指標値が前年度を下回るなど、改善の兆しも見られる。

実質債務月収倍率は、既存の財務分析指標と比べると、ストック指標という点で「将来負担比率」に近い。将来負担比率は、実質債務月収倍率と同じく、実質的な債務が財政規模に対してどのくらい大きいかを示唆している。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{将来負担額} \\ \text{地方債の現在高} \\ + \text{設立法人の負債額等負担見込額} \\ + \text{その他の将来負担の見込額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{充当可能財源等} \\ \text{充当可能基金} \\ + \text{充当可能特定歳入} \\ + \text{基準財政需要額算入見込額} \\ (\text{交付税措置額}) \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}} \times 100$$

将来負担比率も算式をよくみれば財政規模に対する実質債務の大きさを単純に示したものではない。実質債務の計算過程で、基金以外のものを借入から控除している。その中で大きいのは後年度に地方交付税の見積式に加えることができる額（交付税措置）である。地方債のうち交付税措置の対象になるものが大きいため、帳簿上の借入に

図表5. 実質債務月収倍率と将来負担比率の関係（それぞれ過去5年分の平均値）



出所：地方財政状況調査表から大和総研作成。ここで、将来負担比率のうち交付税措置による調整なしとしたものは、標準財政規模から臨時財政対策債発行可能額の加算分を控除し、将来負担額から差し引くものを充当可能基金に限定している。

対して計算上捕捉される実質債務は約半分となる。

このことが影響し、実質債務月収倍率と将来負担比率の相関の度合いをみると、交付税措置による調整がある素のままの将来負担比率よりも、調整を解除したもののほうが高くなる(図表5)。

債務償還可能年数

債務償還可能年数は返済能力ひいては財政の持続可能性を意味する。実質債務が行政経常収支の何年分あるかを示している。行政経常収支を仮に全額返済に回したとして完済に必要な年数ともいえるので、短いほうがよい。実質債務月収倍率と行政経常収支比率の組み合わせ指標であり、分析指標の中で最も重視される。

債務償還可能年数の分布(図表6)をみると、15年以上20年未満の階級に山がある。2009年度から山の裾野が年数の長いほうに伸びており悪化傾向が疑われる。直近で若干の持ち直し傾向がみられるとはいえ、債務償還可能年数が50年以上の団体は過去5年を通じて前年度を下回ることなく、2013年度は10団体を数えるようになった。財政悪

図表6. 債務償還可能年数の分布の年度別推移

	2008年度	2009	2010	2011	2012	2013
10年未満	1	1	1	4	1	1
10年以上15年未満	11	6	5	3	2	8
15年以上20年未満	12	10	13	3	6	13
20年以上25年未満	11	8	6	9	6	7
25年以上30年未満	3	4	1	8	5	1
30年以上35年未満	0	2	4	1	5	4
35年以上40年未満	2	2	0	3	3	1
40年以上45年未満	0	1	2	0	0	0
45年以上50年未満	2	1	1	0	0	0
50年以上	5	6	7	7	9	10

出所：地方財政状況調査表から大和総研作成
単純平均値と中心値の乖離が大きいため、平均値は算出していません。

化の峠を越えたケースと依然厳しいケースが混在している。

今後、累積する国債残高を背景に国の財政悪化の深刻度が増し、予算制約が厳しくなる中で、地方財政の自立がますます重要になる。現状、「暗黙の政府保証」によって守られている地方財政であるが、財務状況の悪化が資金調達コストに反映しない現状がいつまでも続くとは限らない。地方公共団体のみに通用する文脈でなく、民間企業の流儀に沿った修正損益計算書を作成し、企業審査や格付けの手法をもって財政の特徴を把握しておくことが、将来の備えとして求められる。